

一 事業主ハ本年七月二十五日ヨリ八月十五日迄ノ工賃ニ対スル金壹封トシテ貳百八十  
円也ヲ支給スルコト

但シ右ハ責任者五名分

二 事業主ハ右責任者及其ノ部下十九名ヲ引統キ使用スルコト  
昭和四年八月二十四日

美島組

美島百太郎 (印)

従業員代表

樽井 廣吉 (印)

調停者調停員

佐藤 力 (印)

覺書

別紙(二)

建築法匠美島組対従業員ノ労働争議ハ今回調停在ノ幹枝ニヨリ左記条件ヲ以テ四協解  
決シタルニ就テハ茲ニ覚書ニ通テ作年シテ当事者双方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

一 事業主ハ従業員ニ対シ青山山崎ノ工賃拂帶ニ因ル懐金トシテ金一封百三十六円九十五  
銭ヲ支給スルコト 但シ右ハ坂崎多七外十六名ニ対スル分  
昭和四年八月二十九日

美島組

美島百太郎 (印)

従業員代表大工棟革匠会

加藤 昇 (印)

調停者調停員

塩山 衣久郎 (印)

勞秘第一七三七號

昭和四年八月三十一日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 吉田茂 殿

各廳府縣長官 殿

(北海道 京都 大阪 神奈川  
兵庫 愛知 静岡 福岡)

4. 9. 3?  
724

東京市奥市場内小揚人丈並配達人丈ノ  
賃金値下問題ニ関スル件 (第三報)

要旨

(1) 問屋ニ有力者ハ値下賃金ノ復旧ニ反對ス  
(2) 小揚組合ハ昔總會ヲ開催賃金ハ一割値下ヲ相當トストノ決議ヲ為ス